

不法投棄廃棄物撤去事業等補助金について

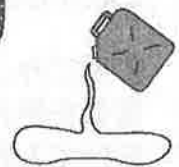
住民生活課

この補助金制度では、自治会の所有地や個人の所有地において、不法投棄されている廃棄物の撤去について支援しています。

※ただし、クリーン作戦等に対応可能な軽微なものについては対象外です。

◎こんなものが多く投棄されている場所はありませんか？

- ・ テレビや冷蔵庫といった家電製品
- ・ バンパーやタイヤなどの自動車部品
- ・ 薬品と思われる液体が入ったもの
- ・ コンクリートの塊など明らかに家庭から排出されることのないもの



このような不法投棄されたものを申請者自ら撤去する場合、補助金の対象となります。

補助率

- (1) 運搬車両、重機等の借上げ等に要する経費 → 1/2
 - (2) 撤去した廃棄物の処分に要する経費 → 10/10
- ※上記(1)と(2)の合算後、1,000円未満を切り捨て

今年に入ってから、11件もの不法投棄が北栄町内で発生しています。特に人目のつきにくい山道や海岸などで頻発しています。

不法投棄は、景観を損ねるだけでなく、水質や土壌などの環境に悪影響を及ぼすおそれのある悪質な犯罪です。

クリーン作戦等でポイ捨てのないまちづくりにご協力いただいているところですが、不法投棄についても「しない」「させない」「許さない」を合言葉に、町全体で防止に取り組みましょう。

補助金についてのご不明な点や、不法投棄に関するご相談は、
住民生活課生活環境室（電話：37-5866）までお問い合わせください。